

日本シニアテニス連盟北関東地区規約

(名称)

第1条 この団体は日本シニアテニス連盟北関東地区（以下「当地区」という。）と称する。

(所在地)

第2条 当地区の住所は代表者宅に置く。

(役員)

第3条 当地区に次の役員を置く。

代表者	1名
副代表者	4名
理事（事務局長を含む）	5名
会計	1名
監事	1名

上記役員の数および県連盟の運営方法については、各県で定める。

(目的)

第4条 当地区は、主に当地区に在住する会員（男性60歳以上、女性50歳以上）に対して、テニスの大会やイベントの企画、開催及び運営に関する事業を行い、テニスの普及、振興及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の健康増進と地域貢献を目的としています。

第5条 当地区役員は、各県から選任された役員により構成する。

各県において選任する当地区役員はそれぞれ2名とし、うち1名は会長または理事長とする。

第6条 代表者は5県の輪番制とする。

第7条 副代表者は、各県で選任された役員のうち、第6条により当地区代表者に選任された者以外の会長または理事長がこれに当たる。

第8条 理事は、各県で選任された役員のうち、当地区の代表者および副代表者以外の者がこれに当たる。

第9条 会計、監事は、当地区の代表者の指名により会員のうちから選任する。

第10条 役員任期は3年とし、重任を妨げない。

但し、当地区の代表者の任期は3年とする。

(構成)

第11条 当地区の構成は茨城県、千葉県、群馬県、栃木県、埼玉県に在籍する特定非営利活動法人

日本シニアテニス連盟の会員で組織する。

(設立年月日)

第12条 本地区の設立年月日は平成7年10月28日とする。

(本地区の運営)

第13条 本地区の運営方針および運営計画等基本的事項は、本地区の役員を以て構成する役員総会または役員会において決定する。

第14条 原則として毎年2月末迄に役員総会を開催する。また役員が必要と認めたときは随時役員会を開催することが出来る。

第15条 役員総会及び役員会は、本地区の代表者が議長となり議事を進行する。

第16条 本地区の運営費は、大会の収益、その他の収入および本地区に所属する会員からの会費（当分の間免除）により賄う。

第17条 地区の会計年度は1月1日に始まり12月31日までとする。

(事務局)

第18条 本地区に事務局を置き、役員会において決定した事項に従い、事務を処理する。

第19条 事務局は、本地区代表者所在の県に設置し、事務局長1名および事務局員若干名を置く。

第20条 事務局長は、本地区代表者の指名により、理事のうちから選任する。

事務局員は、事務局長が会員のうちから選任する。

(附 則)

第21条 本規約の改正は、役員総会または役員会の決議による。

第22条 本規約は、平成7年11月1日より施行する。

平成7年11月1日制定

平成10年1月21日改定

平成11年8月15日改定

平成14年1月29日改定

平成24年2月4日改定

平成29年2月7日改定

令和6年1月24日改訂

